

2013年2月25日 全4頁

# 教育資金の贈与非課税、4月1日から？

## 改正税法、年度内成立へ

金融調査部  
制度調査担当部長  
吉井 一洋

### [要約]

- 2013年2月22日に、自由民主党、公明党及び民主党の間で、平成25(2013)年度税制改正法案について、年度内の成立を目指すことが合意され、3月31日までに税制改正法案が可決・成立するであろうことが、ほぼ明確になった。
- 改正税法が年度内に可決・成立した場合、教育資金の贈与税の非課税措置は4月1日から導入されることになる。
- しかしながら、導入までの準備期間を考えると、4月1日時点では対応できない金融機関が出てくることも想定される。

## 1. 改正税法、年度内成立の見通し

昨年(2012年)12月の総選挙により、自由民主党(以下「自民党」)と公明党は衆議院の総議席数(480)の2/3を確保するに至った。しかし、参議院では議席の過半数を単独で有する政党が存在しない状況が、現在も、継続している。自由民主党が公明党と合わせて衆議院の総議席数の2/3以上を確保したことで、仮に、参議院が法律案を否決しても、衆議院での再議決により法律を成立させることが可能となった。しかし、衆議院での再議決は、国会の会期日程などの関係で、多用することは難しいものと考えられる。このため、新政権としても、他党との連立や合意などを形成しながら、政策の実施を進める必要があった。

そのような状況下、平成25(2013)年2月22日に、自民党、公明党と民主党は、平成25(2013)年度税制改正法案の審議・成立については、「国会において十分な審議時間の確保及び国民生活等に影響を及ぼさないために年度内成立が必要であることを確認し、そのために誠実に対処する」ことを合意した。これにより、平成25(2013)年度税制改正法案は、2013年3月31日までに可決・成立するであろうことが、ほぼ、明確になった。

ただし、次の内容を税制改正法案の附則に盛り込むことが条件とされている。

- 一 大学に対する寄附金その他の寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること。
- 二 給与所得者の特定支出の控除の特例の在り方について、給与所得者の負担軽減及び実額控除の機会拡大の観点から、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、適用判定の基準及び控除対象の範囲を含め、検討すること。
- 三 交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることも踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。
- 四 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

(出所) 平成 25 年 2 月 22 日 税関係協議結果 (自由民主党税制調査会長 公明党税制調査会長 民主党税制調査会長)

上記一～四については、下記の時期に財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じることとしている。

一、三、四：平成 25 (2013) 年度中

二：平成 26 (2014) 年度中

平成 24 (2012) 年 6 月 15 日の協議結果に基づく低所得者対策、医療、住宅及び車体に関する事項については、引き続き協議を行うこととされている。

## 2. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

### (1) 2013 年 4 月 1 日実施は可能か？

平成 25 (2013) 年度税制改正大綱では、直系尊属 (父母、祖父母など) が子や孫などの教育資金に充てるために金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合に、**贈与を受ける者 1 人につき 1,500 万円までの金額について贈与税を課さない制度を設けるもの**としている。大綱では、この措置の施行は、**今年 (2013 年) の 4 月 1 日から**とされている。したがって、改正法案が年度内に成立した場合は、**今年 (2013 年) の 4 月 1 日から開始**することになる。

図表 1 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 (案)

贈与する者	贈与を受ける者の直系尊属 (父母、祖父母など)
贈与を受ける者	30 歳未満
拠出の方法	金融機関への信託等 (銀行・証券会社を含む)
拠出限度額	贈与を受ける者 1 人につき 1,500 万円まで ※祖父母 4 名からそれぞれ贈与を受ける場合でも合計で 1,500 万円まで (うち、学校等以外の者に支払われる金銭については 500 万円まで)

拠出できる期間	2013年4月1日～2015年12月31日
信託の期間	下記のいずれかに該当するまで <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 贈与を受けた者が30歳に達する</li> <li>・ 贈与を受けた者が死亡する</li> </ul>
信託終了時の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30歳到達時</li> </ul> 拠出額から教育支出額（下記により確認したもの）として払い出した額を差し引いた残額があれば、30歳到達時に贈与があったものとして贈与税を課税 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死亡時</li> </ul> 拠出額から教育支出額として払い出した残額があっても贈与税非課税
贈与を受けた者の義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例の適用を受けようとする旨等を記載した教育資金非課税申告書（仮称）を金融機関を經由し、受贈者の納税地の税務署に提出</li> <li>・ 信託等から払い出した金銭を教育資金の支払いに充当したことを証する書類を金融機関に提出</li> </ul>
金融機関の義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出された書類により、払い出された金銭が教育資金に充当されたことを確認し、書類等を「贈与を受けた者が30歳に達した日の翌年の3月15日後6年を経過する日」まで保存</li> </ul>

（出所）大綱をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

証券・銀行・信託銀行の各業態とも、4月1日実施に向けた取り組みを急がなければならないが、このスキームについて、現段階において詳細はまだ明確にされていない。改正法案は3月1日に閣議決定される模様であるが、残り1か月で各業界が対応することには困難が予想される。

改正法は成立したものの、4月1日時点では受け付けられない金融機関が出てくる事態が想定される。

## （2）制度について不明瞭な点

現段階で不明瞭な点としては、例えば、以下が挙げられる。

### i. 対象となる教育資金の範囲

大綱では、文部科学大臣が定める次の金銭が対象となる教育資金とされている。

- ① 学校等に支払われる入学金その他の金銭
- ② 学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの

②によって、対象が法令に定める各種の学校法人等への支払いには限定されないことになる。限度額は、①、②の合計で1,500万円、②だけでは500万円である。②について、一定のもの

に限るとしても、「教育」の範囲の特定が難しい。例えば、メーカーが何らかの教室を設けて、教材として商品を販売することも考えられる。そのような場合に、商品の購入費を教育資金として認めると実質的に用途の制限がなくなる。極端な場合、500万円以内であれば自動車でも可能ということにもなりうる<sup>1</sup>。

また、どのようなものが教育費の証明書となるか、海外に留学するための資金に充当する場合の証明書を留学先から出してもらうのかなどの点はまだ明らかでない。提出された証明書の真贋について金融機関側がどの程度まで確認する必要があるかも明確ではない。脱法行為を防ぐ手当は必要だが、実務上対応が難しいレベルまで確認を求められると、制度そのものの導入を回避する金融機関も出てくる可能性がある。

## ii. 目的外拠出は可能か？

本スキームは、教育資金の支払に充当した部分については非課税が適用され、30歳到達時に信託に残った残額については課税されるというスキームである。一方、教育資金以外の資金として払出すことは、大綱を見る限りでは禁じられていない。もし可能であった場合は、教育資金以外の資金に充てた額は、30歳到達時に信託等の残額と合わせて贈与税が課税されるものと思われる。

## iii. 資金運用は可能か？

大綱を見る限り、信託銀行に限らず、証券会社・銀行でも受け入れは可能である。したがって、有価証券や預金を用いた運用は可能であると思われる。これらの運用損益は、その金融商品の通常の所得として取り扱われ、運用益には所得税・個人住民税が課されることになる。

しかし、贈与税の非課税枠は、拠出額がベースとなるため、運用益部分に対して贈与税は課されないものと思われる。

逆に、運用損が出た場合、運用損部分については、教育資金に充当したことを証明する書類は出せないため、贈与を受けた額のうち教育費として使用しなかった部分とみなされるものと思われる。その結果、運用損部分に対して贈与税が課されることになるものと考えられる。即ち、元本は毀損する上に、贈与税も課されるという、厳しい状況になろう。

上記の点を考えれば、リスクの高い商品での運用は、慎重に考えざるを得ないであろう。

<sup>1</sup> もっとも、このような回りくどい方法をとらなくても、教育資金を祖父母に拠出してもらうことにより、父母が、本来は、子の教育に充てるつもりで貯蓄していた資金を、商品（自動車を含む）の購入に回すことが可能となる。